

清水町アイスアリーナ及び清水町御影パークゴルフ場の 指定管理者の公募について

清水町アイスアリーナ及び清水町御影パークゴルフ場の指定管理者の指定を受けようとする法人及びその他の団体を公募します。

1 管理する施設

- (1) 清水町アイスアリーナ
- (2) 清水町御影パークゴルフ場

2 申請期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 25 日（金）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 受付時間 8 時 45 分～17 時 30 分

4 指定期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

5 指定管理料

指定期間内の指定管理料は、指定管理業務に関する仕様書の 8 ページに記載されている額が上限となり、公募申請の際に提出された事業計画書を基本に、町と指定管理者の協議により決定します。

6 指定管理者の主な業務

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 使用の許可及び利用調整に関する業務
- (3) 使用に係る料金に関する業務
- (4) 地域活性化に関する業務
- (5) 氷上スポーツの普及・振興に関する業務
- (6) その他の業務

7 公募要項等

申請期間中は次の書類を閲覧できます。

- (1) 指定管理者公募要項
- (2) 指定管理者公募申請に係わる様式
- (3) 管理に係る仕様書
- (4) 関係例規

8 申請団体の資格

申請することができるものは、次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 十勝管内に本社を置く法人等の団体であること。

※法人格の有無は問いません。

※個人による申請はできません。

※共同体で申請する場合は、共同体を代表する団体及び構成団体を定めてください。

(2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないものであること。

- ①法律行為を行う能力を有しないもの
- ②破産者で復権を得ないもの
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなるもの
- ⑥国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年号外法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

9 申請方法

申請にあたっては、清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則で定める「公の施設に係る指定管理者申請書」に係る書類を添えて提出してください。

(1) 提出部数 原本 1 部、写し 10 部

※申請に係る経費はすべて申請者の負担となります。

※提出された書類は返却しません。

※提出された書類は情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づき、非公開すべき箇所を除き、開示することがあります。

10 質問の受付

公募要項の内容等に関して質問を受付します。

(1) 受付期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 11 日（金）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間 8 時 45 分～17 時 30 分

(3) 受付方法 質問書に記入のうえ、清水町文化センター社会教育課スポーツ係に持参のほか、郵送または電子メール等により受付します。なお、電話、口頭による質問は受付しません。

11 申込及び問い合わせ先 清水町教育委員会社会教育課スポーツ係

住 所 〒089-0111 上川郡清水町南 3 条 3 丁目 1 番地

電 話 0156-62-5115

F A X 0156-62-6333

E メール sports@town.shimizu.hokkaido.jp